

大阪市汚泥処理施設整備運営事業

下水汚泥等の譲与について

大阪市汚泥処理施設整備運営事業への参画を検討している事業者を対象に、希望者に対し、下水汚泥等を以下のとおり譲与する。

1 譲与の対象となる下水汚泥等

- ア 消化汚泥
- イ 脱水分離液
- ウ 脱水ケーキ

2 譲与の目的

下水汚泥等の譲与は、事業者が応募資料の作成に必要な下水汚泥等に含まれる成分分析を行い、データ収集することを目的とする。

3 対象となる事業者

対象となる事業者（法人に限り、個人は除く）は、「関心表明書 兼 下水汚泥等の譲与申込書（様式1）」（以下、「譲与申込書」という。）を提出した事業者とする。また、複数の企業で下水汚泥等の分析結果を共有する場合は、「譲与申込書」に分析結果を共有するすべての企業名を記載する。

4 申込期限及び申込方法

令和3年12月22日（水）午前9時から令和3年12月28日（火）午後5時までに、「譲与申込書」に必要事項を記入のうえ、電子メールの添付ファイルとして、「4 申込書の送付先アドレス」に提出する。なお、電子メールは、社用のアドレスから送信し、送信後に「電子メール到着確認に関する問い合わせ先」に電話で着信確認を行うこと。

5 申込書の送付先アドレス

odeiseibi@city.osaka.lg.jp

6 電子メール到着確認に関する問い合わせ先

大阪市建設局下水道部設備課

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟6階

電話：06-6615-7895

7 下水汚泥等の譲与場所

ア 舞洲スラッジセンター

住所：〒554-0041 大阪市此花区北港白津2-2-7

電話：06-6460-2830

イ 平野下水処理場

住所：〒547-0011 大阪市平野区加美北2-6-69

電話：06-6686-5123（南部方面管理事務所設備課）

※ 下水汚泥等の譲与は、舞洲スラッジセンター、平野下水処理場いずれか一方のみも可能とする。

8 下水汚泥等譲与可能な期間

令和4年1月4日（火）午前9時から令和3年3月31日（木）午後5時までの期間において、「譲与申込書」に記載の第3希望までの中から市で調整を行い事業者へ通知する。なお、下水処理場の運転状況により、下水汚泥等の試料採取が困難となる場合は、試料採取日の日程調整を行うことがある。

9 下水汚泥等譲与方法

試料採取箇所については、本市、指定場所とする。

10 遵守事項

- (1) 下水汚泥等は、市立会の下に、事業者が自らの責任により採取することを基本とするが、事業者の安全確保のため、本市が採取することもある。なお、試料採取に必要な採取容器等は事業者が準備する。
- (2) 譲与された下水汚泥等は、「大阪市汚泥処理施設整備運営事業」の参画を検討するため以外の目的に使用してはならない。
- (3) 下水汚泥等の分析結果並びに譲与された下水汚泥等を使用した実験、研究結果については、「譲与申込書」に記載した「下水汚泥等の成分分析結果を共有する企業」以外に共有してはならない。
- (4) 譲与された下水汚泥等の処理処分については、関係法令を遵守すること。

11 提出書類

関心表明書 兼 下水汚泥等の譲与申込書（様式1）